

ID: 86

担当部署: 都市政策部 都市戦略室 建築住宅課

処分の概要	景観地区における建築物の敷地面積の例外許可		
法令名 根拠条項	建築基準法 第68条第3項第2号		
法令番号	昭和25年法律第201号		
【根拠条文】 第68条 3 景観地区内においては、建築物の敷地面積は、景観地区に関する都市計画において建築物の敷地面積の最低限度が定められたときは、当該最低限度以上でなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する建築物の敷地については、この限りでない。 (1) 第1項第1号に掲げる建築物 (2) 特定行政庁が用途上又は構造上やむを得ないと認めて許可したもの 【基準】 根拠条文に同じ。			
標準処理期間	60日		
備考			
設定年月日	平成28年4月1日	最終変更年月日	令和5年4月1日